

## 市第89号議案

## 横浜市国際学生会館の指定管理者の指定

次のように横浜市国際学生会館の指定管理者を指定する。

令和 4 年 12 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市国際学生会館	西区みなとみらい一丁目1番1号	公益財団法人横浜市国際交流協会 理事長 小野崎 信之	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 提 案 理 由

横浜市国際学生会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）